

社会保障・税番号制度について

マイナンバー制度の概要

マイナンバー制度は、複数の機関に存在する特定の個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基盤（インフラ）である。

個人番号

- 市町村長は、住民票コードを変換して得られる個人番号指定し、通知カードにより本人に通知

個人番号カード

- 市町村長は、申請により、顔写真付きの個人番号カードを交付
- 個人番号カードは、本人確認や番号確認のために利用

法人番号

- 国税庁長官は、法人等に、法人番号を指定し、通知
- 法人番号は原則公開され、民間での自由な利用が可能

個人情報保護

- 法定される場合を除き、特定個人情報の収集・保管を禁止
- 国民は、マイナポータルで、情報連携記録を確認
- 個人番号の取扱いを監視・監督する特定個人情報保護委員会を設置
- 特定個人情報ファイル保有前の特定個人情報保護評価を義務付け

情報連携

- 複数の機関間において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み

個人番号の利用分野

| | | |
|----------------|-----------------|--|
| 社会 保障 分野 | 年金分野 | 年金の資格取得・確認、給付を受ける際に利用 |
| | 労働分野 | 雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用 ハローワーク等の事務等に利用 |
| | 福祉・医療・ その他分野 | 医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続に利用 福祉分野の給付を受ける際に利用 生活保護の実施等に利用 低所得者対策の事務等に利用 |
| 税分野 | | 国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載 当局の内部事務等に利用 |
| 災害対策分野 | | 被災者生活再建支援金の支給に関する事務に利用 被災者台帳の作成に関する事務に利用 |

- 上記の他、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定める事務に利用（第9条第2項）。

個人情報の保護に関する法律 及び 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律

個人情報保護法

個人情報の保護と有用性の確保に関する制度改正

○個人情報の取扱いの監視監督権限を有する第三者機関（個人情報保護委員会）を特定個人情報保護委員会を改組して設置 など

番号利用法

特定個人情報（マイナンバー）の利用の推進に係る制度改正

○金融分野、医療等分野等における利用範囲の拡充
⇒預貯金口座への付番、特定健診・保健指導に関する事務における利用、予防接種に関する事務における接種履歴の連携等

背景

- 情報通信技術の進展により、膨大なパーソナルデータが収集・分析される、ビッグデータ時代が到来。
- 他方、個人情報として取り扱うべき範囲の曖昧さ（グレーゾーン）のために、企業は利活用を躊躇。（例：大手交通系企業のデータ提供）
- また、いわゆる名簿屋問題（例：大手教育出版系企業の個人情報大量流出）により、個人情報の取り扱いについて一般国民の懸念も増大。



対応

- 個人情報の定義を明確化することによりグレーゾーンを解決し、また、誰の情報か分からないように加工された「匿名加工情報」について、企業の自由な利活用を認めることにより経済を活性化。
- 他方、いわゆる名簿屋問題対策として、必要に応じて個人情報の流通経路を辿ることができるようにし、また、不正に個人情報を提供した場合の罰則を設け、不正な個人情報の流通を抑止。

預貯金付番に係る法整備の概要(財務省作成資料)

マイナンバー法等の改正により、新たに預金保険でマイナンバーを利用できるようにするとともに、その改正法案の中で、国民年金法、国税通則法等を改正し、銀行等に対する社会保障制度の資力調査や国税・地方税の税務調査でマイナンバーが付された預金情報を効率的に利用できるよう所要の措置を講ずる(公布の日から3年を超えない範囲内で政令で定める日から施行の予定。なお、マイナンバーの利用開始は平成28年1月の予定)。

(注) 内閣官房において、マイナンバー法などの関係法律の改正を一括法案として提出する予定。

【行政機関等】

〔預金保険機構〕



〔地方自治体・年金事務所等〕



〔税務署〕

マイナンバー付で
預金情報を照会

【社会保障給付関係法律・預金保険関係法令改正】
マイナンバーが付された
預金情報の提供を求める
ことができる旨の照会規定
等を整備
(税務当局は現行法で
照会可能)

【マイナンバー法改正】

預金保険機構を、マイナンバー法における「個人番号利用事務実施者」として位置付け、マイナンバーの利用を可能とする
(社会保障給付当局と税務当局は現行法で利用可能)

【銀行等】



【国税通則法改正】

照会に効率的に対応することができるよう、預金情報をマイナンバーにより検索可能な状態で管理する義務を課す

【顧客名簿】

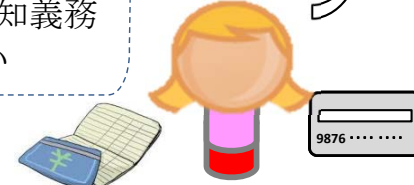
| 預金者名 | 個人番号 | 種類 | 口座番号 | 残高 |
|-------|------------|----|------|-----|
| 〇〇 〇〇 | 1234 …… …… | 普通 | 123… | 〇〇円 |
| | | 定期 | 456… | 〇〇円 |
| ×× ×× | 9876 …… …… | 普通 | 987… | ××円 |
| ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ | ⋮ |

〔番号を告知〕



預金者は、銀行等から、マイナンバーの告知を求められる
※ 法律上、告知義務は課されない

〔番号を告知〕



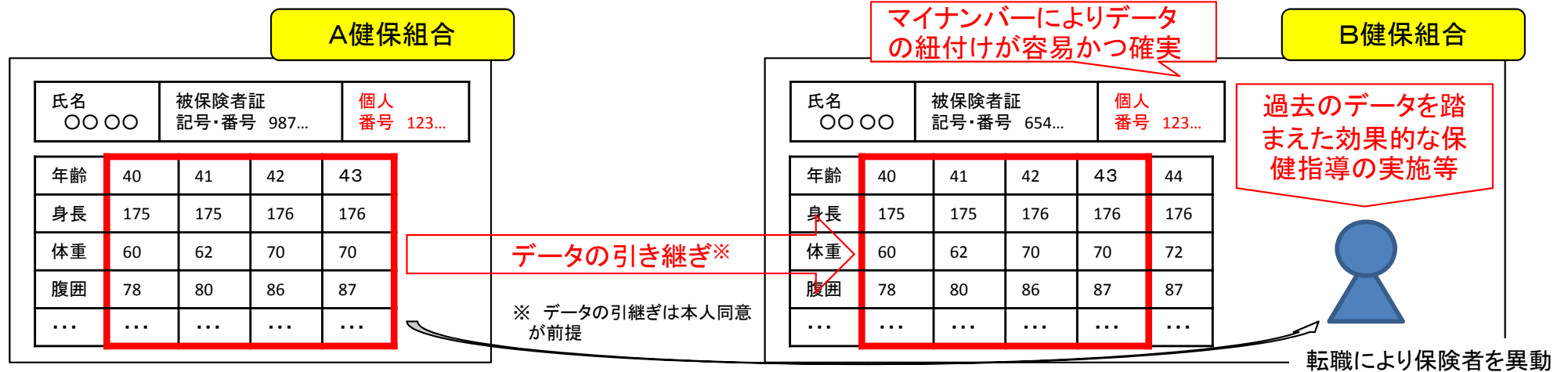
【付番促進のための見直し措置の検討】

付番開始後3年を目途に、預金口座に対する付番状況等を踏まえて、必要と認められるときは、預金口座への付番促進のための所要の措置を講じる旨の見直し規定を法案の附則に規定する方向で検討。

医療等分野におけるマイナンバーの利用拡充について

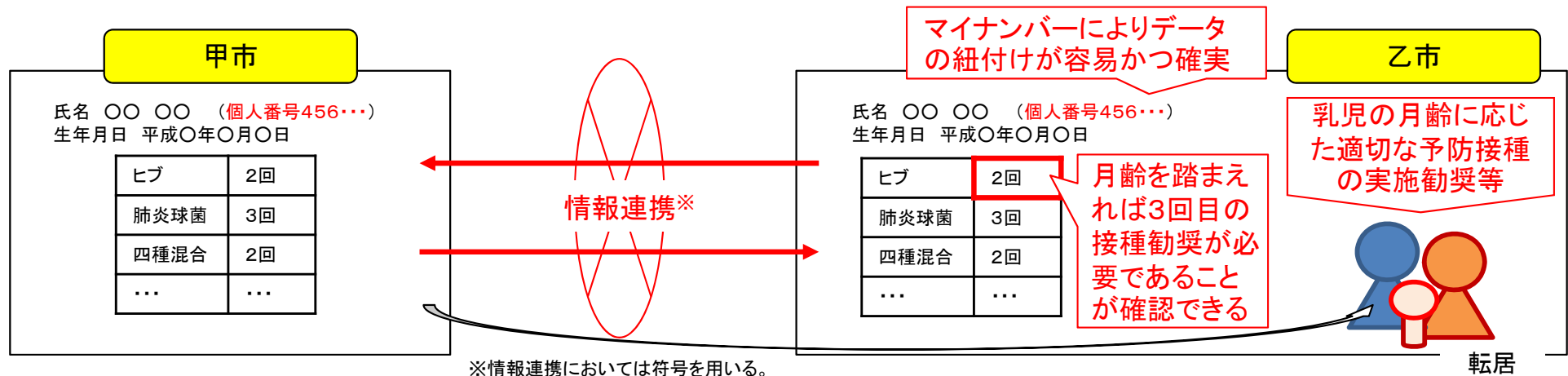
1. 健康保険組合等の行う特定健康診査情報の管理等における利用

被保険者が転居や就職・退職により保険者を異動した場合でも、マイナンバーを活用して特定健診・保健指導の情報を保険者間で円滑に引き継ぐことにより、過去の健診情報等の管理を効率的に行うことが可能となり、効果的な保健事業を推進できる。



2. 地方公共団体間における予防接種履歴に関する情報連携

予防接種法に基づく予防接種の実施は、有効性・安全性等を考慮し、過去の接種回数、接種の間隔などが定められている。このため、転居者については、転居前の予防接種履歴を正確に把握することにより、より一層の有効性・安全性を確保することができる。



地方公共団体の要望を踏まえたマイナンバーの利用拡充について

1. 特定優良賃貸住宅の管理に関する事務におけるマイナンバーの利用

現状

- ・公営住宅、特優賃について、一体で事務処理
- ・入居申請に必要な添付書類も同一

公営住宅の管理に関する事務

マイナンバー

特定優良賃貸住宅の管理に関する事務

- ・一方においてマイナンバーが利用できないため、却って事務が非効率化するおそれ
- ・同種の手続きにおいて一方は添付書類不要で、一方は必要とされるのは申請者に混乱を来すおそれ

改正

- ・特定優良賃貸住宅の管理についてもマイナンバーの利用を可能とする

公営住宅の管理に関する事務

マイナンバー

特定優良賃貸住宅の管理に関する事務

マイナンバー

- ・公営住宅の管理、特優賃の管理についてマイナンバーを利用して、一体として効率的に処理が可能
- ・いずれの申請手続きにおいても添付書類は不要となり、住民の利便性がより一層向上する

2. マイナンバー独自利用事務における情報提供ネットワークシステムの利用

地方公共団体が条例を定めることにより独自にマイナンバーを利用する場合に、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とすることにより、添付書類の削減を可能とするなど、マイナンバーの独自利用による効果をより一層高めることができる。

A県

別表第1に基づきマイナンバーの利用が可能

○高等学校等修学支援金支給法に基づく事務

➢ 高等学校の授業料補助

マイナンバー

条例を定めることでマイナンバーの利用が可能

○県の独自事務

➢ 高等学校の授業料補助の上乗せ

マイナンバー

- ・別表第2に基づき情報連携可能
- ・課税証明書の添付不要

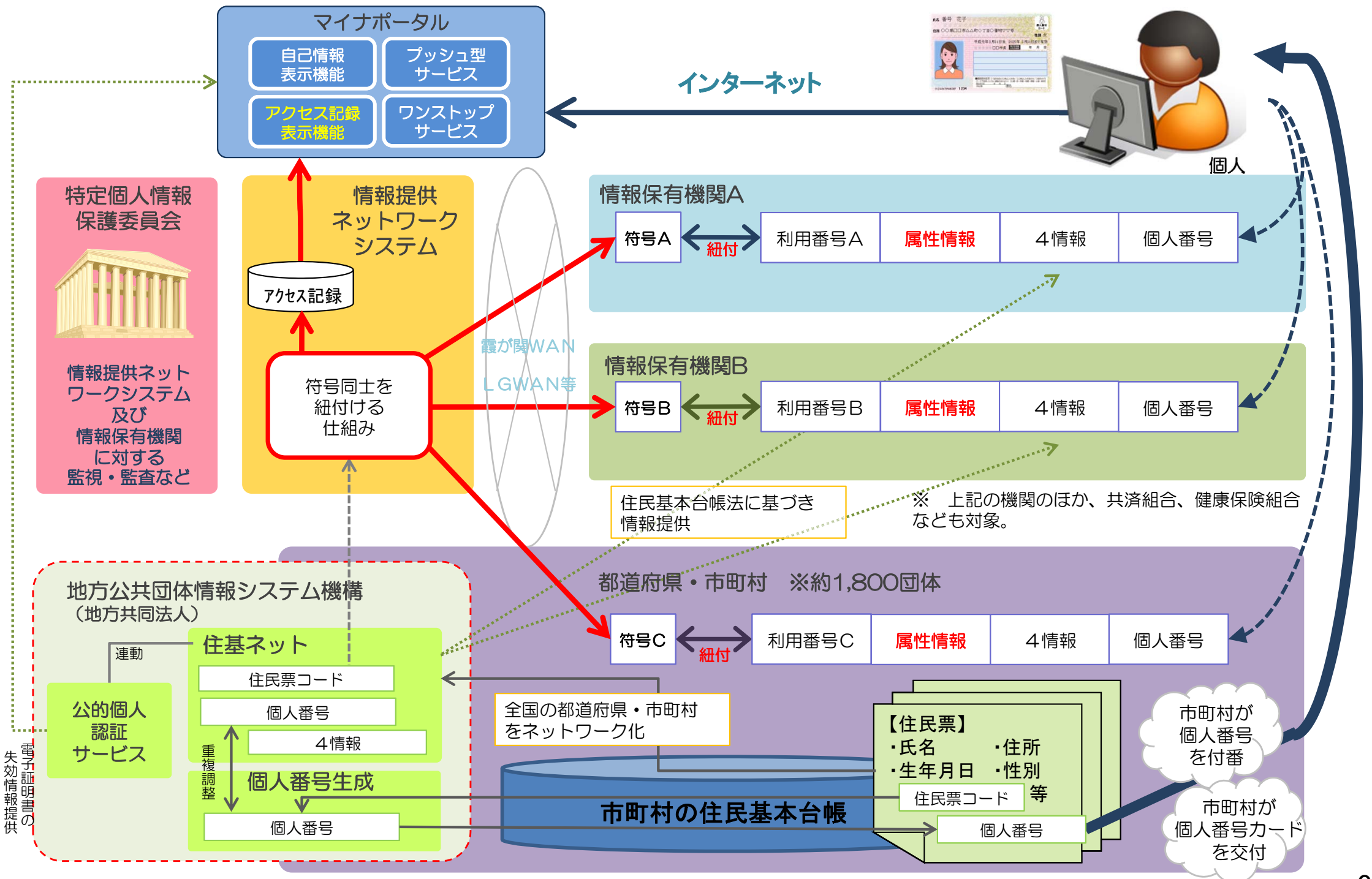
情報提供ネットワークシステム

B市

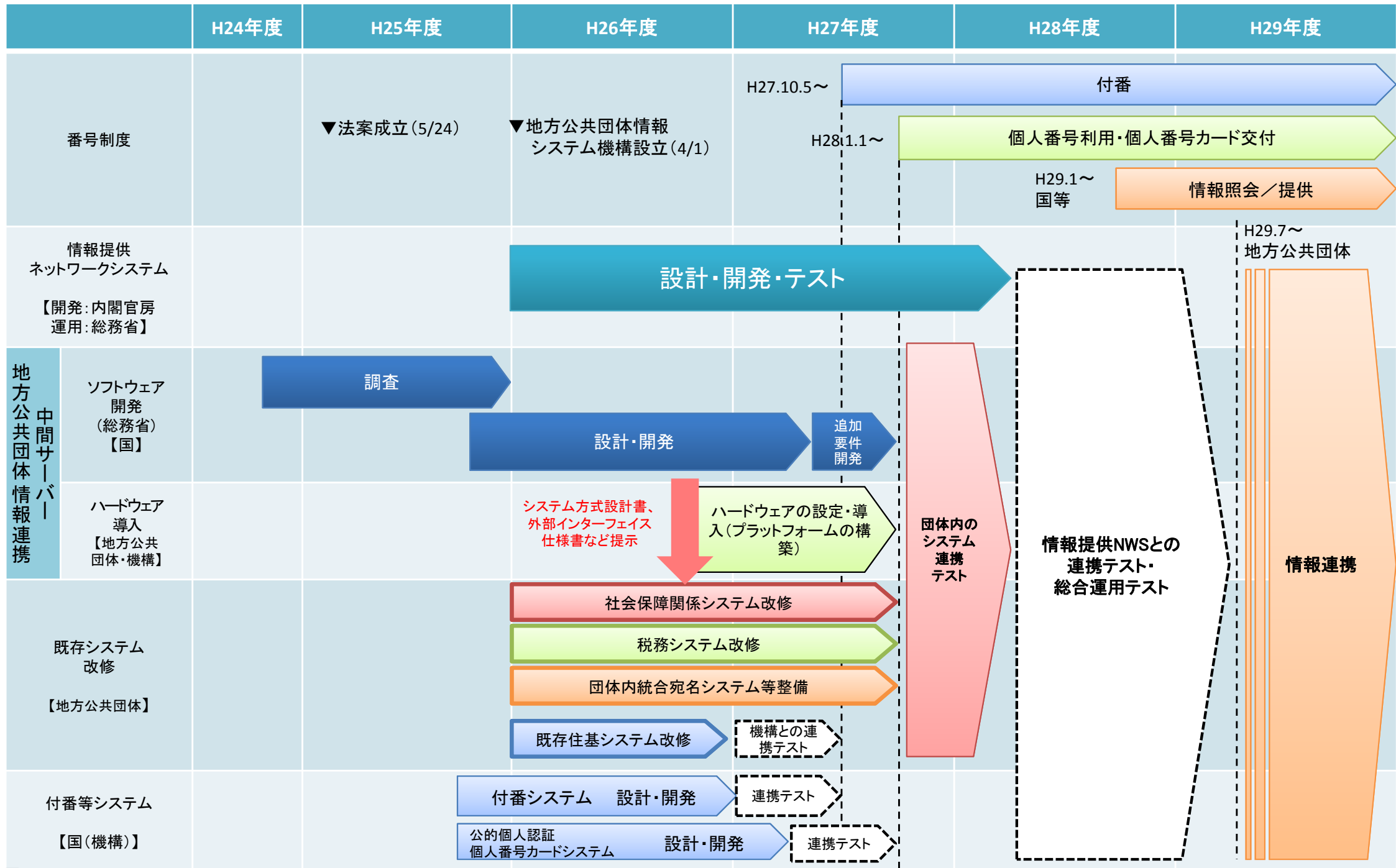
地方税関係情報(所得情報)

現行では情報連携できないため、課税証明書の添付が必要

社会保障・税番号制度のイメージ



社会保障・税番号制度導入に向けた地方公共団体関係のスケジュール



社会保障・税番号制度における安心・安全の確保

番号制度に対する国民の懸念

個人情報漏えいするのではないか？個人情報悪用されるのではないか？

個人番号によって、外国のような成りすまし犯罪が頻発するのではないか？

国家が全ての個人情報を一元的に管理しようとしているのではないか？

番号制度はプライバシー権を侵害する制度ではないのか？

進歩する情報社会への対応

諸外国の問題点を踏まえた制度

広報による番号制度の正しい理解

最高裁合憲判決を踏まえた制度設計

制度上の保護措置

- 利用範囲・情報連携の範囲を法律に規定し目的外利用を禁止（番号法第9条・第19条）
- 成りすまし防止のため、個人番号のみでの本人確認を禁止（番号法第16条）
- 番号法が規定しない特定個人情報（個人番号を含む個人情報）の収集・保管、特定個人情報ファイル（個人番号を含む個人情報ファイル）の作成を禁止（番号法第20条、第28条）
- システム上情報が保護される仕組みとなっているか事前に評価する特定個人情報保護評価の実施（番号法第26条、第27条）
- 特定個人情報保護委員会による監視・監督（番号法第50条～第52条）
- 特定個人情報保護委員会による情報提供ネットワークシステムその他の情報システムに関する総務大臣その他の関係行政機関の長への措置の要求（番号法第54条）
- 罰則の強化（番号法第67条～第77条）
- 特定個人情報へのアクセス記録を個人自らマイ・ポータルで確認（番号法附則第6条第5項）等

システム上の安全措置

- 個人情報は一元管理ではなく従来どおり各行政機関等が分散管理して保有
 - 個人番号を直接用いず符号を用いた情報連携を行うことで個人情報の芋づる式の漏えいを防止（番号法第2条第14項）
 - アクセス制御により、番号法が規定しない情報連携を防止
 - 個人情報及び通信の暗号化を実施
 - 公的個人認証の活用
 - 情報提供ネットワークシステム等の安全性の確保（番号法第24条）
- 等

住民基本台帳ネットワークシステム最高裁合憲判決の趣旨
（最判平成20年3月6日）

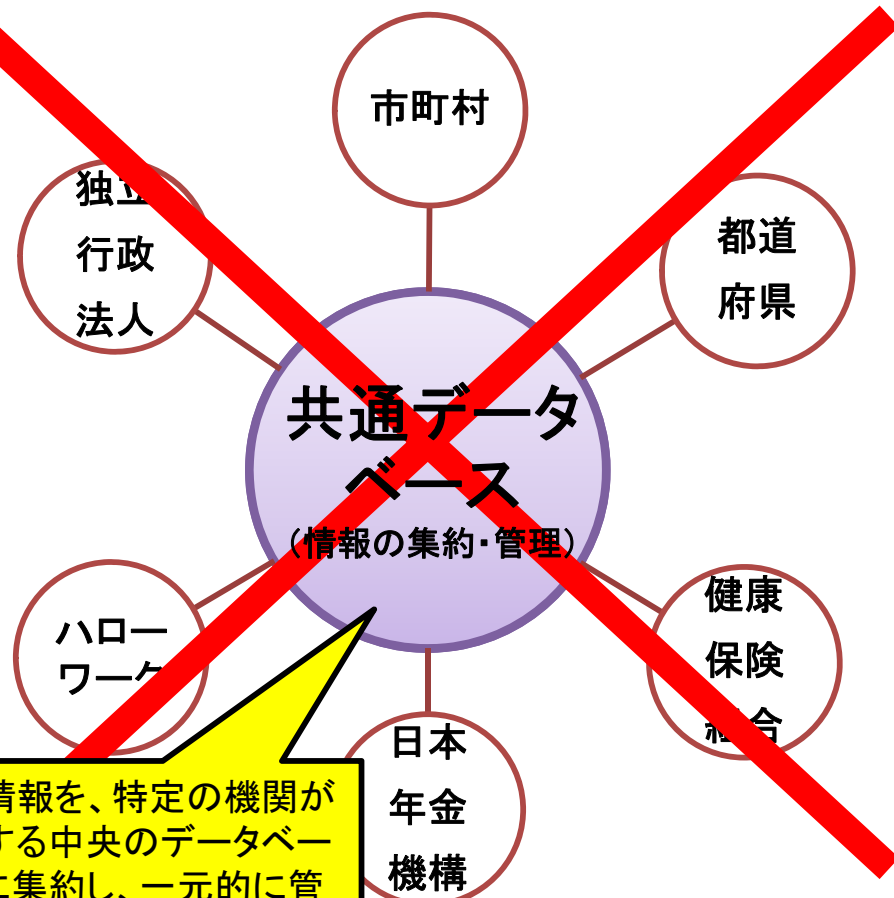
- ①何人も個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を有すること
- ②個人情報を一元的に管理することができる機関又は主体が存在しないこと
- ③管理・利用等が法令等の根拠に基づき、正当な行政目的の範囲内で行われるものであること
- ④システム上、情報が容易に漏えいする具体的な危険がないこと
- ⑤目的外利用又は秘密の漏えい等は、懲戒処分又は刑罰をもって禁止されていること
- ⑥第三者機関等の設置により、個人情報の適切な取扱いを担保するための制度的措置を講じていること

個人情報管理の方法について

✕ 番号制度が導入されることで、各行政機関等が保有している個人情報を**特定の機関に集約**し、その集約した個人情報を各行政機関が閲覧することができる『**一元管理**』の方法をとるものではない。

○ 番号制度が導入されても、従来どおり個人情報は**各行政機関等が保有**し、他の機関の個人情報が必要となった場合には、番号法別表第二で定められるものにより、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報の照会・提供を行うことができる『**分散管理**』の方法をとるものである。

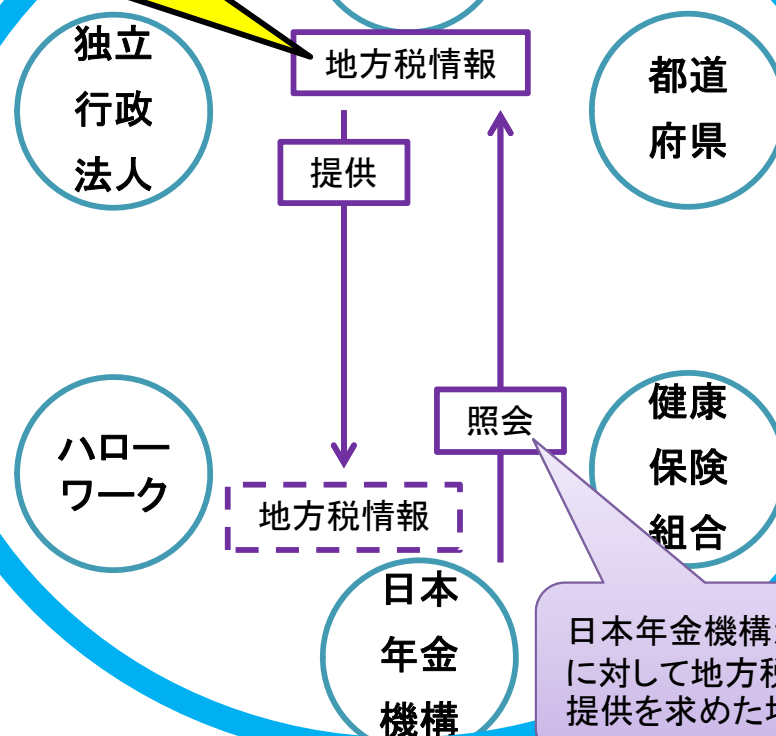
一元管理



個人情報を、特定の機関が保有する中央のデータベース等に集約し、一元的に管理を行う。

分散管理

個人情報は、従来どおり各機関において、分散して管理を行う。



日本年金機構が市町村に対して地方税情報の提供を求めた場合の例

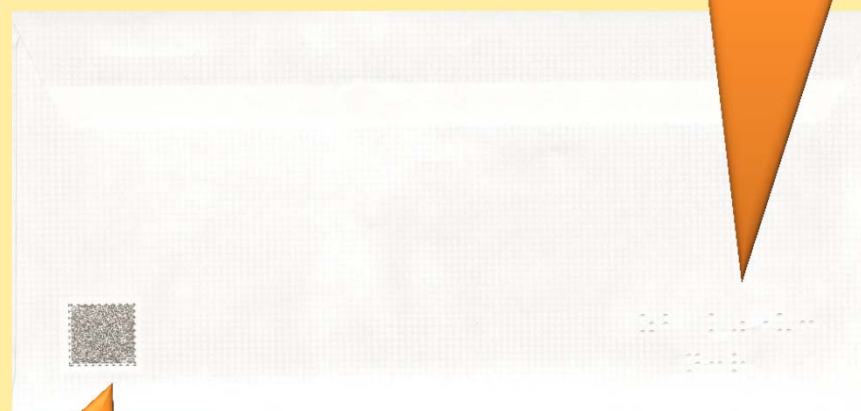
マイナンバーに関する送付物一式（案）①

「送付される封筒」

「まいなんばー
つうち」
と点字してあります。



おもて面



うら面

「音声コード」
無料アプリ等でもマイナン
バーに関する簡単なご案内
を音声で聞くことができ
ます。

マイナンバーに関する送付物一式（案）②

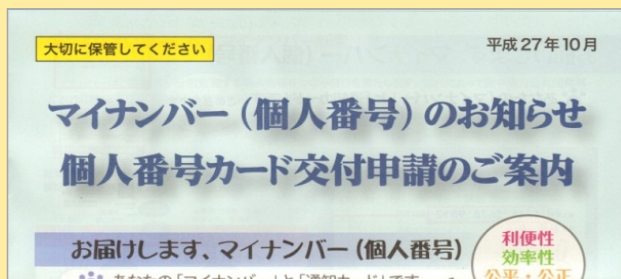
「封入されているもの」



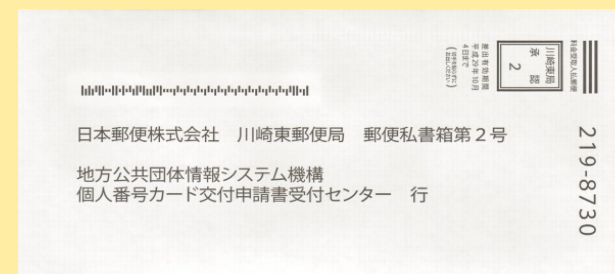
①宛名台紙（お問い合わせ先記載あり）



② 通知カード
+ 個人番号カード交付申請書兼電子証明発行申請書
+ 音声コード台紙
※世帯人数分(1通で最大8人まで)



③説明用パンフレット（8ページ3つ折り）



（おもて面）

④個人番号カード申請書の返信封筒

通知カード・個人番号カード交付申請書の様式(案)

通知カード

個人番号 1234 5678 9012
氏名 番号 花子

住所 ○○県□□市△△町◇丁目○番地▽▽号

平成元年3月31日生 性別 女
発行日 平成27年10月 NN日

□□市長
A123456789

白黒すき入れ(「桜」図案)

地紋印刷

マイクロ文字

コピー牽制

↑切り離す際は丁寧に切り離してください。↓

- 法律で認められた者以外の者が個人番号をコピーすることは、法律で禁止されています。また記載事項を改ざんした者は、法律により罰せられます。
- この通知カードを拾得された方は、お手数ですが、下記連絡先までご連絡ください。
(連絡先) 個人番号カードコールセンター Tel XXX-XXX-XXX
- この通知カードは、個人番号カードの交付を受ける場合は、市町村に返納しなければなりません。

(キトリ)

個人番号カード交付申請書
兼 電子証明書発行申請書

△△市長宛
(地方公共団体情報システム機構 宛)

| | | | |
|------------------------------------|------------------------------|-----------|---|
| 申請書ID | 1234 5678 9012 3456 7890 123 | | |
| * 氏名 | 番号 花子 | | |
| * 住所 | ○○県□□市△△町◇丁目○番地▽▽号 | | |
| 生年月日* | 平成5年3月31日 | 性別* | 女 |
| 【代替文字情報】 | | | |
| 電話番号 | | 外国人住民の区分* | - |
| 在留期間等満了日の有無* | - | 在留期間等満了日* | - |
| 右欄の点字表記を希望する ※最大11文字まで(濁点等は1文字) | <input type="checkbox"/> | パンゴウ ハナコ | |

※上に入力されている情報は、平成00年00月00日現在のものです。

左のQRコードを読み取るとスマートフォン等から交付の申請ができます。

(キトリ)

| | |
|-------|----------------|
| 申請書ID | 1234 5678 9012 |
| | 3456 7890 123 |

右のQRコードは製造管理用です→

10000019 01/01
3190110000019#

視覚障がい者用
音声コード

(キトリ)

表面の内容に誤りのないことを確認しましたので、個人番号カードの交付及び電子証明書の発行を申請します。

| | |
|------------|-------|
| 申請日 | 年 月 日 |
| 申請者氏名 (自署) | 印 |

● 以下の電子証明書の詳細については、同封の『ご案内』をご覧ください。

発行を希望しない電子証明書がある場合、下の口を黒く塗りつぶしてください。

署名用電子証明書※ 不要 ※15歳未満の方、成年被後見人の方には原則発行されません。

利用者証明用電子証明書 不要

【ご注意】電子証明書は、e-Tax等の電子申請、マイナポータルへのログイン、コンビニ交付サービスなど多様なサービスを提供するためのものです。
□を黒く塗りつぶす場合には、電子証明書の機能が搭載されないこととなります。

| | | | |
|--------|-----------|-----|--------|
| 代理人記載欄 | ふりがな | | 本人との関係 |
| | 代理人氏名(自署) | 印 | |
| | 代理人住所 | 〒 - | |

(電話番号:)

(キトリ)


- 15歳未満の方、成年被後見人の方が申請を行う場合は、法定代理人の方が以上の「代理人記載欄」にご記入ください。
- 申請の際は、同封の『ご案内』をご覧ください。
- 表面の記載事項のうち、*印の付いた項目に誤りや変更がある場合、申請は受付できませんので、本申請書は送付せず、お住まいの市町村窓口にお問合せください。
- 切り取った本紙は、お問合せの際に必要となりますので、通知カードと併せて大切に保管してください。

簡易書留による
郵送
(ポストへの投函
ではなく、郵便局
員による手渡し)

【おもて面】

【うら面】

居所情報登録を周知するためのポスター・リーフレット



**平成27年10月5日
マイナンバー制度スタート**

今年10月以降、住民票の住所地に
あなたの「マイナンバー」をお知らせします※

※住民票の住所地にご自身のマイナンバーが
記載された「通知カード」が送付されます。

やむを得ない理由により住民票の住所地で
受け取ることが出来ない方※は居所情報登録申請書を




8月24日～9月25日 (持参又は必着)

に住民票のある住所地の市区町村に持参又は郵送してください

**登録は
お早めに**


※申請が必要な方

Point

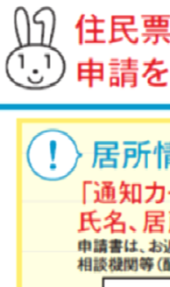
- 東日本大震災による被災者で
住所地以外の居所に避難されている方 
- DV、ストーカー行為等、児童虐待等の被害者で
住所地以外の居所に移動されている方 
- 一人暮らしで、長期間、医療機関・施設に
入院・入所されている方 

申請が認められた方は、登録された居所にあなたの「マイナンバー」をお知らせします。

申請書は、お近くの市区町村、総務省ホームページ
(http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/)
などで入手又はダウンロード頂けます。

マイナンバーのお問合せは、
コールセンター[全国共通ナビダイヤル] **0570-20-0178** 9:30~17:30
土日祝日
年末年始を除く  総務省
Ministry of Internal Affairs and Communications


【おもて面】




住民票の住所地以外の居所にお住まいのみなさまへ
申請をお願いします

！ 居所情報登録の申請方法

「通知カードの送付先に係る居所情報登録申請書」を入手し、
氏名、居所、やむを得ない理由などの情報を記入してください。
申請書は、お近くの市区町村、総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/)、
相談機関等(配偶者暴力相談支援センター、警察署、法テラスなど)で入手又はダウンロード頂けます。



表面



裏面

Step 1 氏名、住民票の住所、
居所の所在地、連絡先などを記入

Step 2 やむを得ない理由などの情報を記入


<提出書類>


- 申請書

<添付書類>

- 申請者の本人確認書類(運転免許証など)
- 居所に居住していることを証する書類(公共料金の領収書など)
- 代理人の代理権を証明する書類(委任状など) (代理人が申請する場合)
- 代理人の本人確認書類(運転免許証など) (代理人が申請する場合)

上記の書類を添付した申請書を
平成27年8月24日から9月25日までに(持参又は必着)
住民票のある市区町村に持参又は郵送してください。
※ 政令指定都市に住民票がある方は、区役所に持参又は郵送してください。

 マイナちゃん

 総務省
Ministry of Internal Affairs and Communications

【うら面】

個人番号カードの様式、申請・交付(案)

様式

マイクロ文字

表面(案)

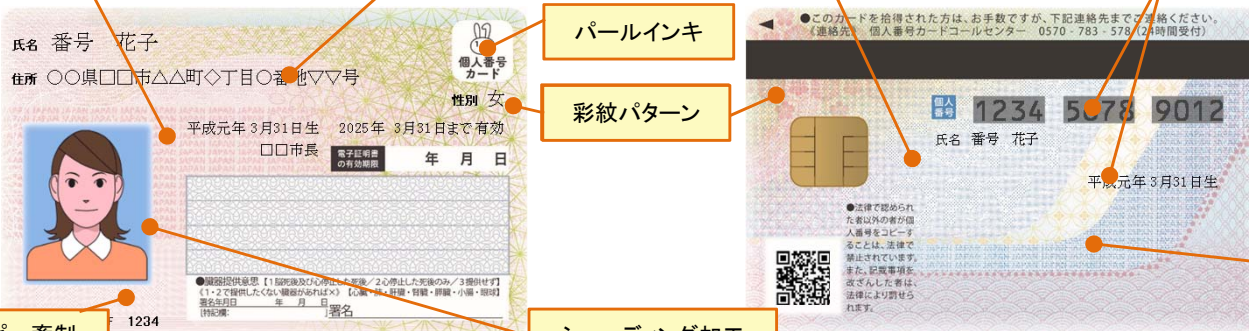
レーザーエンゲレーブ

コピー牽制

裏面(案)

レーザーエンゲレーブ

ICチップ内のAP構成



コピー牽制

シェーディング加工

電子
証明書

を格納
する。



マイクロ文字

○ おもて面には、住所・氏名・生年月日・性別が記載され、写真が表示され、身分証明書として利用できる。

○ うら面には、マイナンバーが記載され、マイナンバーを証明することができる。

市町村等が用意した独自 **アプリ** を搭載するために利用する。

申請・交付

H27年10月

マイナンバーの付番

H27年10月～12月

マイナンバーの通知とともに、「個人番号カード交付申請書」を全国民に郵送。

H28年1月～

各市町村から、交付準備ができた旨の通知書を送付。市町村窓口へ来庁いただき、本人確認の上、交付。



- ◇ 氏名、住所等をプレ印刷。写真添付、署名又は捺印をいただき、返信いただくだけで申請完了。
- ◇ スマートフォン等で写真を撮り、オンラインで申請いただくことも可能とする。

- ◇ 交付手数料については無料。
- ◇ 国民の来庁は交付時の1回のみで済むこととする。
- ◇ 申請時に来庁する方式や、企業において交付申請をとりまとめる方式など、多様な交付方法を用意する。

個人番号カード交付・電子証明書発行通知書 兼 照会書の様式(案)

(表)

郵便はがき A10-012345

料金後納郵便

999-9999
〇〇県■■市△△町◇丁目○番地▽▽号

番号 花子

あなたが申請した個人番号カードの交付場所は以下のとおりです。
裏面に記載の必要書類を持参のうえ来庁してください。

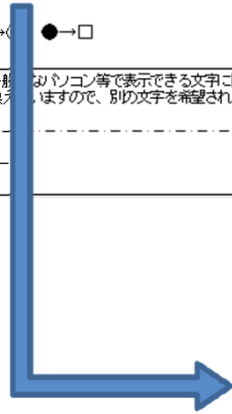
| | |
|---------|----------------|
| 市区町村名 | ■■■市 |
| 交付場所名 | ■■■市役所 |
| 交付場所所在地 | 〇〇県■■市△△町◇-◇-◇ |
| 電話番号 | 01-2345-6789 |

代替文字情報 ×→▲ ○→◇ ●→□

電子証明書に使用される文字は、一般にパソコン等で表示できる文字に限られます。表示できない文字がある場合は上記の文字に置き換えますので、別の文字を希望される場合は、交付窓口で変更を申し出てください。

■■■市役所
〇〇県■■市△△町◇-◇-◇

はがす



マイナンバー

目隠しシールをはがして、交付場所を確認してください。

(注意)はがした目隠しシールは、個人番号カードの受領を代理人に委任される場合には、ハガキ裏面の暗証番号記入欄の上に貼付してください。個人番号カードの受領を代理人に委任される方は、先に暗証番号を記入してかぶりかしてください。

(裏)

A10-012345

■■■市長

個人番号カード交付・電子証明書発行通知書 兼 照会書

申請いただいた個人番号カード等が準備できましたので通知・照会します。あなたの意思に基づく申請に相違なければ以下の回答書に署名又は記名押印し、あなたご自身が以下の書類を持参して表面記載の交付場所に まで来庁してください。なお、暗証番号(下記①～④)を事前に考えておいてください。また、15歳未満の者又は成年後見人には、その法定代理人が同行してください。

○本通知書 ○通知カード ○住民基本台帳カード(お持ちの方のみ) ○本人確認書類(運転免許証、旅券、在留カード等のうち1点。これらをお持ちでない方は、「氏名・生年月日」又は「氏名・住所」が記載され、市町村長が適当と認める書類のうち2点(健康保険証、年金手帳、社員証、学生証、学校名が記載された各種書類、預金通帳、医療受給者証等) ※15歳未満の者等と同行する法定代理人も同様に必要。
○代理権の確認書類(15歳未満の者等の法定代理人のみ必要(「ご案内」等ご参照)。ただし同一世帯の親等は不要。)

回答書 平成 年 月 日

■■■市長宛
個人番号カード交付申請及び電子証明書発行申請は、私の意思により申請したものと相違ありません。
本人の住所
本人の氏名 _____ 印

病気、身体の不調その他やむを得ない理由により、本人の出頭が困難で代理人にカード受領を依頼される場合には、以上の書類に加え、○代理人の本人確認書類 ○ご本人の出頭が困難であることを証する書類 ○代理権の確認書類(法定代理人は戸籍謄本等、その他の代理人の場合は以下の委任状の欄に、あなたご自身が署名又は記名押印)を、代理人に持参させてください。なお、本人確認書類は、以上の書類と若干異なりますので、通知カード送付時に同封されたご案内等で確認ください。

委任状 平成 年 月 日

■■■市長宛
本人の住所
本人の氏名 _____ 印

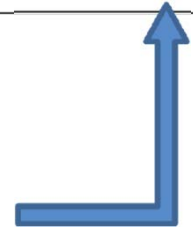
私は、上記の者を代理人として個人番号カードの受領、電子証明書の発行手続き(代替文字の選択を含む)及び受領の権限を委任しました。
代理人の住所
代理人の氏名 _____ 印

代理人に委任する場合は、あなたご自身が暗証番号を記入のうえ、目隠しシールを暗証番号部分の上に貼付してください。

| | |
|-------------------------------|--|
| ①署名用電子証明書暗証番号(英数字6文字以上16文字以下) | |
| ②利用者証明用電子証明書暗証番号(数字4桁) | |
| ③住民基本台帳用暗証番号(数字4桁) | |
| ④券面事項入力補助用暗証番号(数字4桁) | |

詳細は、通知カード送付時に同封されたご案内(7ページ等)をご覧ください。又は、ホームページ(個人番号カード総合サイト)で検索)をご覧ください。個人番号カードコールセンター(0570-783-578)にお問い合わせください。(ホームページURL: <https://www.kojinbango-card.go.jp>)

必要に応じ再利用





マイナンバー

個人番号カードについて企業や学校等でまとめて申請いただけます。

※個人番号カードの交付は個人の自主的な申請に基づくものです。

◆従業員や学生等が個人番号カードを取得するメリット◆

- 1 現在発行している社員証・学生証を個人番号カードに一元化することが可能です。
- 2 ICチップを活用して、個人番号カードに社員向け・学生向けの独自のサービスを搭載することが可能です。
- 3 ICチップを活用して、従業員のマイナンバーの収集が必要な場面で、正確かつ効率的な収集を行うことが可能です。

交付までの業務フロー 個人番号カード交付に関して、従業員や学生等の個人番号カードの申請を勤務先企業や学校等において一括して行うことができます。

case 1 勤務先企業や学校等による一括申請

企業や学校等で申請書*をとりまとめ、一括して申請を行うことができます。

平成28年1月～
各市区町村から交付準備ができた旨の通知書が送付されます。市区町村へ来庁頂き、本人確認のうえカードを交付します。

※申請書については、マイナンバーの通知とともに全国民に郵送される

交付申請書を持参いただくか、地方公共団体情報システム機構ホームページからもダウンロードできます(準備中)。



case 2 勤務先企業や学校等に市区町村職員が出向き一括申請受付

市区町村と調整のうえ、企業や学校等に市区町村職員が出向き、本人確認を行い一括して申請*を受け付けることができます。

平成28年1月～
住所地の市区町村から本人限定受取郵便等でカードを交付します。

企業や学校等が所在する市区町村にまずはご相談ください。

※申請書については、case1と同様です。

個人番号カード(ICチップ)の記録事項

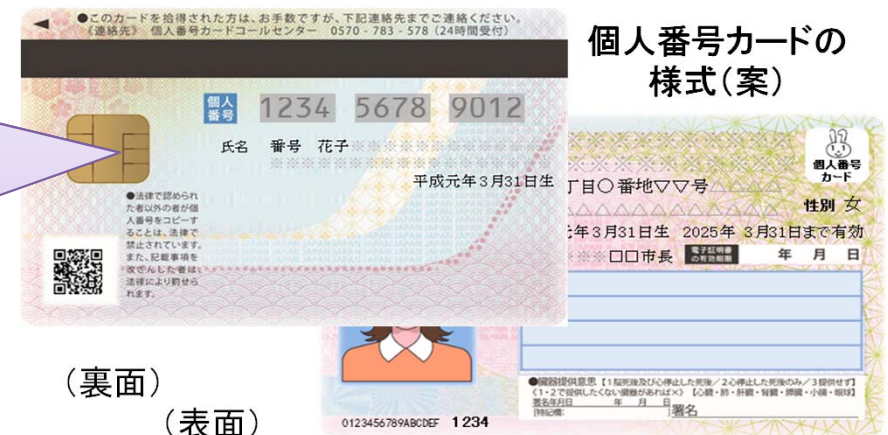


~~個人番号カード(ICチップ)には、プライバシー性の高い個人情報記録されているので、カードを盗まれたり落としたりしたときに情報が漏れるのではないかと心配。~~



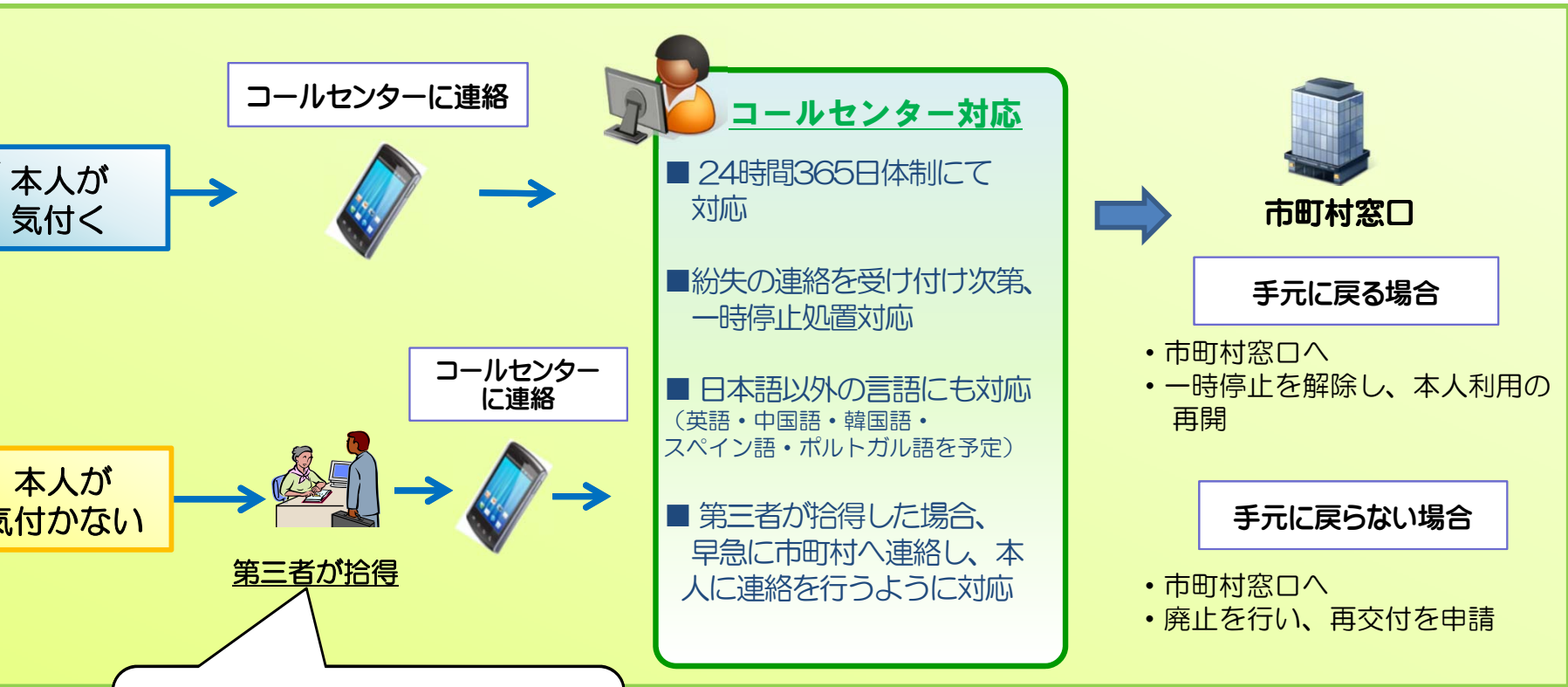
個人番号カード(ICチップ)に、
プライバシー性の高い個人情報は
記録されない。

- 個人番号カード(ICチップ)に記録されるのは、①券面記載事項(氏名、住所、生年月日、性別、個人番号、本人の写真等)、②総務省令で定める事項(公的個人認証に係る『電子証明書』等)、③市町村が条例で定めた事項等、に限られる。
- 『地方税関係情報』や『年金給付関係情報』等の特定個人情報は記録されない。

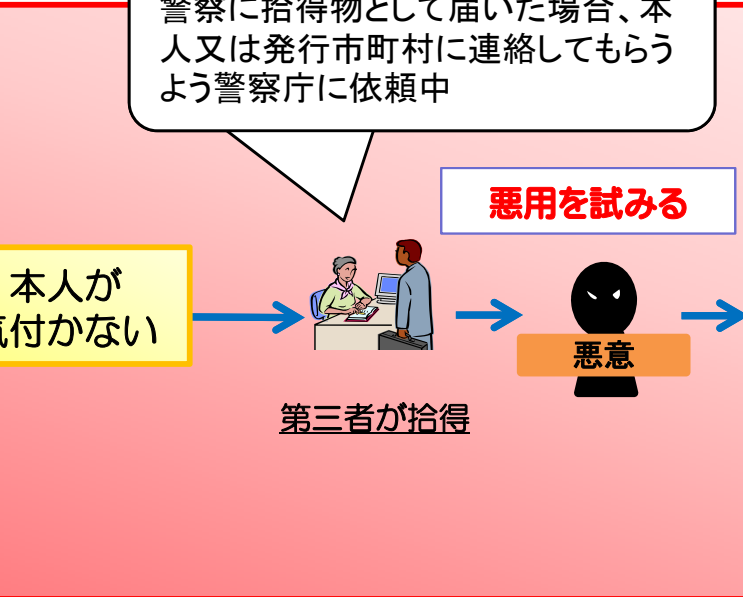


個人番号カードを紛失しても安心！～24時間365日体制のコールセンターとカードセキュリティ対策～

カードの紛失



警察に拾得物として届いた場合、本人又は発行市町村に連絡してもらうよう警察庁に依頼中



セキュリティ対策により悪用困難

顔写真付きであることに加え、ICチップにはプライバシー性の高い個人情報記録されない

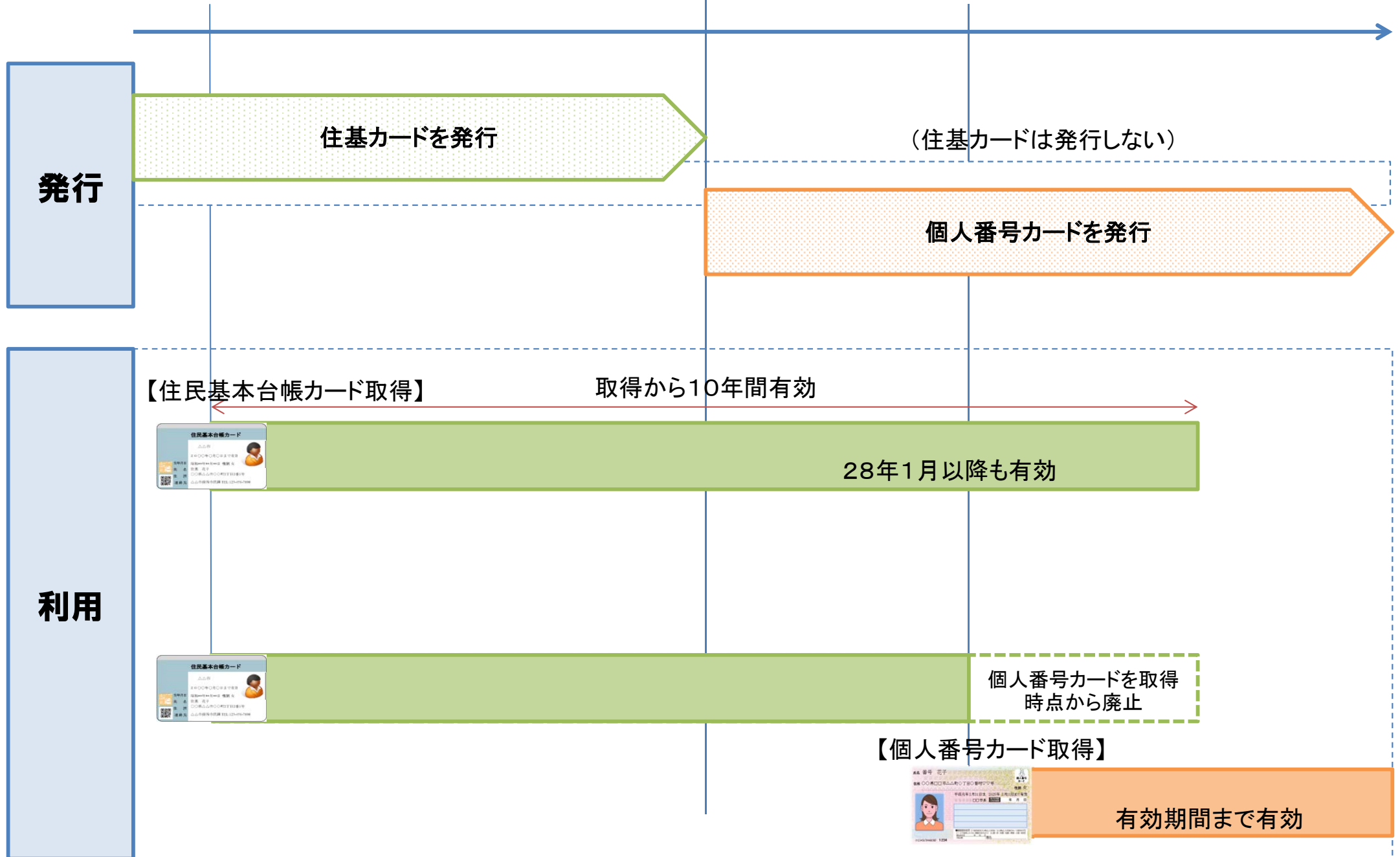
アプリ毎に異なる暗証番号を設定し、入力を一定回数以上間違えるとカードがロック

ICチップは偽造を目的とした不正行為に対する耐タンパー性を有する

※タンパー(tamper): 「干渉する」「いじくる」「いたづらする」「勝手に変える」の意

個人番号カードと住基カードとの関係

平成28年1月



個人番号カードのメリット

個人番号を証明する書類として



○個人番号を証明する書類として
個人番号カードを提示

番号法施行後は、就職、転職、出産育児、病気、年金受給、災害等、多くの場面で個人番号の提示が必要となる。

○所得把握の精度向上
○公平・公正な社会を実現

券面

を利用

各種行政手続のオンライン申請



○電子申請(e-Tax等)の利用
○行政からプッシュ型の情報(お知らせ)を取得

○行政の効率化
○手続き漏れによる損失の回避

マイナポータルへのログインをはじめ、各種の行政手続のオンライン申請に利用できる。

電子証明書

を利用

本人確認の際の公的な身分証明書として



◇個人番号の提示と本人確認が同時に必要な場面では、これ1枚で十分。唯一のカード。
◇金融機関における口座開設、パスポートの新規発給、フィットネスクラブの入会など、様々な場面で活用が可能。

なりすまし被害の防止

券面

または

電子証明書

を利用

各種民間のオンライン取引/口座開設



○インターネットにおける不正アクセスが多発
→公的個人認証サービスの民間開放
○インターネットへの安全なアクセス手段の提供

オンラインバンキング等を安全かつ迅速に利用

オンラインバンキングをはじめ、各種の民間のオンライン取引に利用できるようになる。

電子証明書

を利用

付加サービスを搭載した多目的カード

- 市町村等～印鑑登録証、図書館カード等として利用可能
- 国～健康保険証、国家公務員身分証の機能搭載を検討中

将来的には様々なカードが個人番号カードに一元化



券面

または

アプリ

または

電子証明書

を利用

コンビニなどで各種証明書を取得



○コンビニ等において住民票、印鑑登録証明書などの公的な証明を取得できる。

○住民の利便性向上
○市町村窓口の効率化

現在、100市町村が導入し約2,000万人が利用できる。平成28年度中に、導入市町村は約300に増加し約6,000万人が利用できることとなる予定。

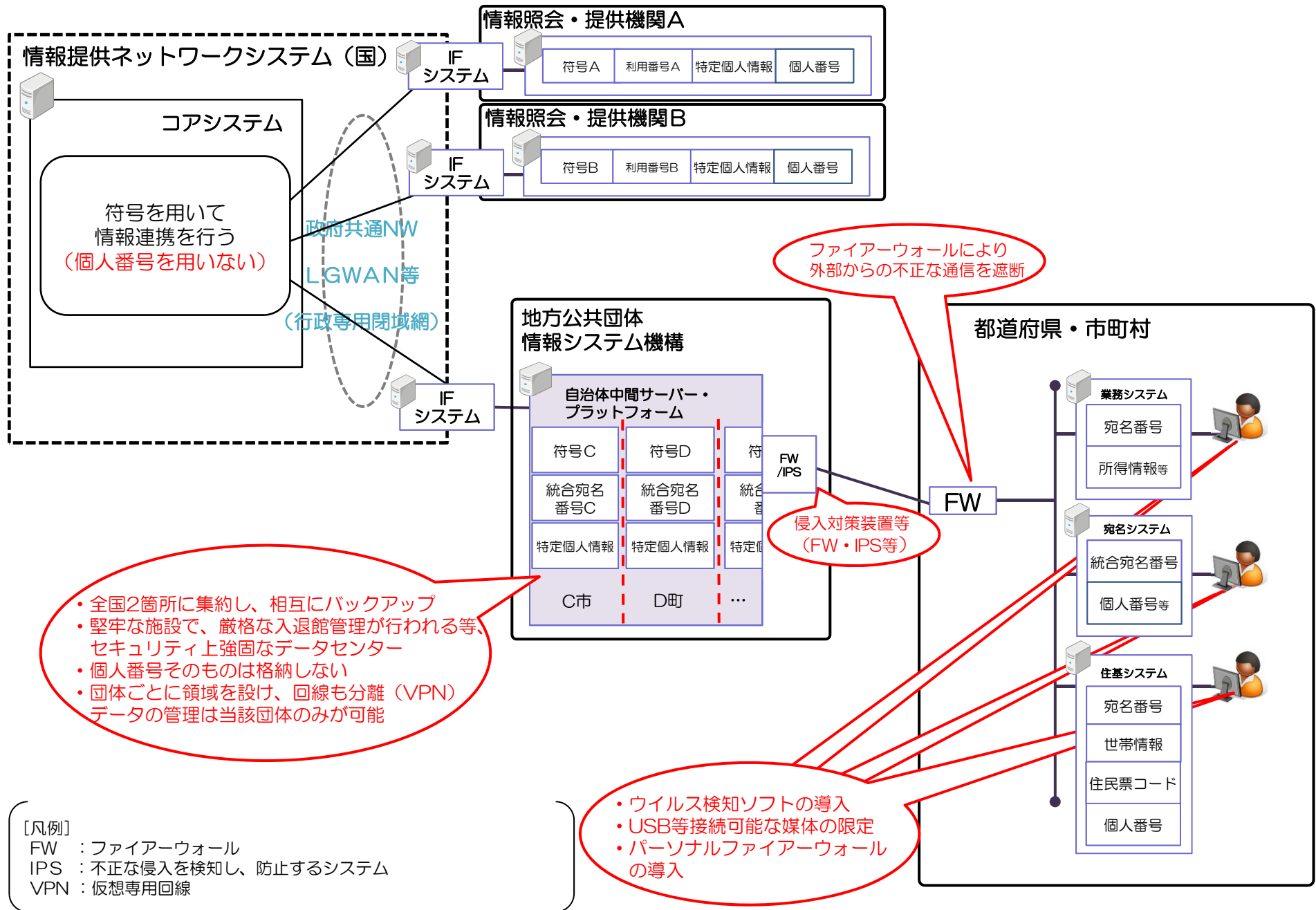
アプリ

または

電子証明書

を利用

社会保障・税番号制度に係る地方公共団体の情報セキュリティ対策



マイナンバー付番に対応する地方公共団体のセキュリティ対策

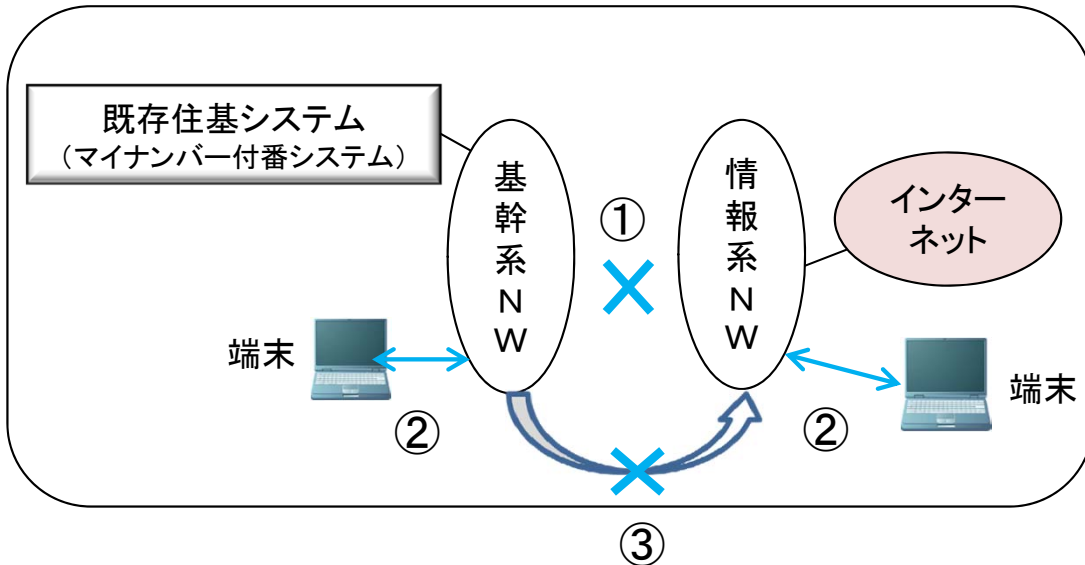
地方公共団体におけるセキュリティ対策の指示

- ・ 日本年金機構の個人情報漏えい事案を受け、総務省では6月12日付けで各地方公共団体に対し通知を発出し、マイナンバー制度の施行を控えて早急に対応が必要と考えられる「既存住基システム」等における個人情報の標的型攻撃に対する、セキュリティ対策を徹底するよう要請を行ったところ。

※既存住基システム:住民基本台帳の使用に係るシステム(住民票の情報(マイナンバー)を格納)

- ・ 更に、8月7日付けで、上記の対策を地方公共団体が確実に実施するよう再度通知し、対策を強く促したところ。

【地方公共団体における主なセキュリティ対策のイメージ】



①既存住基システムとインターネット間では通信不可能な状態にする

②既存住基システムとインターネットで利用する端末を分ける

③既存住基システムの個人情報は、インターネットで通信できる端末に移動させない

- ・ 基幹系NW＝既存住基システムに接続されたネットワーク
- ・ 情報系NW＝インターネットに接続されたネットワーク

【参考:日本年金機構の事案】

同機構の職員が業務用ネットワークから情報系ネットワークに個人情報を移動・保管する等の不適切な運用を行ったことにより、回線の分離が事実上無効化され、個人情報の流出につながった。